平成２７年（フ）第２７号
鹿児島県鹿児島市鴨池新町35番８―25号
破産者　長濵かおり
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２２７８号
札幌市東区丘珠町276番地37
破産者　吉田　千鶴
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３５１号
札幌市東区北15条東４丁目２番33号　ドリームマンション３号
破産者　秋元　昭枝（旧姓中原）
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３９２号
札幌市中央区南５条西９丁目1014番地１　ソシエール南５条510号
破産者　長田久美子
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２４６号
札幌市豊平区福住３条10丁目２番１号　ウエストリバーマンション201号、開始決定時の住民票上の住所札幌市南区澄川１条３丁目２番36―201号
破産者　小林　康広
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２６３号
札幌市南区澄川１条１丁目１番１―205号
破産者　湯淺　昭仁
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３３７号
北海道旭川市末広６条７丁目８番11号
破産者　佐藤　英則
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５０号
北海道稚内市中央２丁目４番18号
破産者　川越　修平
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７８号
埼玉県飯能市大字岩沢770―５、住民票上の住所埼玉県入間市大字仏子1495番地43
破産者　古山きよ枝
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３８号
名古屋市緑区東神の倉１丁目2010番地　グランドヒルズ神ノ倉108号、従前の住所石川県七尾市中島町深浦ヨ部43番地
破産者　井戸　徳和
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２６年（フ）第１１８７号
名古屋市天白区井口１丁目1901番地　グレースサワ401号
破産者　井上　栄治
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９７号
名古屋市中区大須１丁目11番17号
破産者　髙木　治久
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７６３号
神戸市中央区山本通４丁目13番13―601号
破産者　荒木　仁美
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８４７号
兵庫県明石市東山町3773番地の79、開始決定時の住所神戸市垂水区青山台２丁目７番２号
破産者　メンズヘアー昴ｙ’ｓこと　安達　行弘
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７号
宮城県石巻市小竹浜字小竹２番地２、前住所仙台市太白区西多賀４丁目11番32号　ロイヤルビレッジ西多賀203
破産者　村瀬　健司
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第５号
福島市御山字遠背戸10番地の４
破産者　佐藤　美香（旧姓根本）
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第４６５号
埼玉県川越市野田町１丁目７番地４　川越寮
破産者　石渡　秀之
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１９６３号
横浜市戸塚区俣野町780番地１　サザンレジデンス103号
破産者　山田　勝義
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部